

国富町キャラクター「しらたマン・しらたまちゃん」着ぐるみ使用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、国富町キャラクター「しらたマン・しらたまちゃん」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(使用承認申請)

第2条 着ぐるみを使用するものは、あらかじめ、着ぐるみ使用申請書（別記様式第1号）を国富町企画財政課長（以下「許可者」という。）に提出し、その許可を受けなければならない。

(貸与の許可)

第3条 許可者は、前条の申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、着ぐるみの使用を許可する。

- 一 国富町の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- 二 着ぐるみの正しい使用方法に従って使用されないおそれがあるとき。
- 三 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- 四 特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- 五 その他、許可者が着ぐるみの使用について不適當であると認めるとき。

2 前項の許可は、着ぐるみ使用許可書（別記様式第2号）をもって行う。

(使用上の遵守事項)

第4条 使用許可を受けたものは、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 許可された用途のみに使用すること。
- 二 使用期間を遵守すること。
- 三 着ぐるみ返却時には、着ぐるみの使用状況がわかる写真を提出すること。
- 四 その他、許可者が特に付した条件に従って使用すること。

(貸与許可の取消し)

第5条 使用許可を受けた者が、この規程に違反したときは、その許可を取り消すとともに、以後の使用は許可しない。この場合、使用許可を受けた者に損害が生じても、許可者はその責めを負わない。

(原状復帰)

第6条 着ぐるみを破損した場合は、使用許可を受けた者の責任と負担により、補修又はクリーニングを行い、原状に復さなければならない。

2 前項の規定に関わらず、許可者が、着ぐるみの補修又はクリーニングを求めたときは、使用許可を受けた者はこれに従わなければならない。

(許可者の責任)

第7条 着ぐるみの使用により、使用許可を受けた者が被った被害に対しては、許可者は一切その責めを負わない。

(補則)

第8条 この規程に定めるものの他、着ぐるみの取扱いに係る必要な事項は、許可者が別に定める。

附 則

この規定は、平成23年12月8日より施行する。